

第1回 第十次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日時	令和5年8月17日（木）午後7時～8時30分
場所	会議棟第1会議室
出席委員	古賀委員、西委員、渡瀬委員、内田委員、青山委員、太田委員 佐近委員、島津委員、高木委員、濱田(綾)委員、濱田(裕)委員、水落委員、
欠席委員	井上委員、鈴木委員
事務局	市民環境部長、地域振興課長、人権・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり
当日配布	・次第 (資料1) 第十次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿 (資料2) 会議の傍聴に関する取り決めについて (資料3) 令和5年度第十次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（案） (資料4-1) 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書の提出依頼について (資料4-2) 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書 (資料4-3) 第三次東大和市男女共同参画推進計画における評価方法について (資料4-4) 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度推進状況のまとめ (資料4-5) 東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価 (資料5-1) 東大和市防災会議の概要 (資料5-2) 東大和市防災会議委員名簿 (参考資料) 「女性のための各種相談」ちらし (参考資料) 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例 新任委員のみ配布 第三次東大和市男女共同参画推進計画 第三次東大和市男女共同参画推進計画（概要版） 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度年次報告書

事務局：開会前ではございますが、本日配布させていただいた資料の確認をさせていただければと思います。お手元に資料1から資料5-2まで配らせていただいております。新たに委員になられた方につきましては、ピンク色の冊子の「計画」と紫色の「年次報告書」を置かせていただいております。あとは、うちの課で作っている消費生活センターの啓発トートバックも置かせていただいておりますので、審議会の資料をこれに入れて、持って来てもらえればいいのかと思っておりますが、御自由にお使いいただければと思います。不足等がございましたら事務局のほうにお声かけいただければと思います。

1 開会

それでは定刻となりましたので、ただいまより、第1回第十次東大和市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

私は市民環境部長の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回より新たな委員の任期となります。そのため、本日の審議会につきましても、正副会長が選任されるまでの間、私が会議の進行を務めさせていただきます。

本日の会議ですが、12人の委員の御出席をいただいております。過半数以上の委員が御出席されておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

2 委任状の交付

続きまして、次第2 委嘱状の交付を行います。お配りいたしました「資料1 第十次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿」の順番に交付をさせていただきます。

市長がお席まで伺いましたら、御起立くださるようよろしくお願いいたします。

—委嘱状交付—

3 市長挨拶

改めまして、皆さまこんばんは。市長の和地でございます。本日はお忙しい中、また、非常にお暑い中、第1回第十次東大和市男女共同参画推進審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、今回は委員を快く引き受けていただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年の6月にG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合というものが栃木県の日光で、初めて日本で開催されました。そのようなことも受けてか、国においては「女性活躍・男女共同参画の重点方針」を掲げて、この機会をターニングポイントという形に捉えまして、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて一歩前に前進したいという取組みを始めているところでございます。

また、わたくしは僭越ながら、東大和市初の女性市長という形で、今年の5月より重責を担わせていただいているところなのですが、就任後は、「女性首長によるネットワーク」というものに参加させていただきまして、小池都知事をはじめ、全国の女性知事、それから市長、それから区長、また町長という方たちのネットワークのグループがございまして、そこに参加させていただきながら、女性活躍を推進する取組みを共有したり、あとは意見交換をしたり、情報交換をしながら、当市の男女共同参画についても前進させようという形で、そのような取組みにも参加させていただいているところでございます。

このように様々な状況が少しずつ前に進むような形になっておりますので、当審議会の委員の皆さまもそれぞれのお立場で、ぜひ忌憚のない御意見を発表していただけて、様々な御議論をしていただければと思っておりますので、お願い申し上げます。

結びに、本日御出席の皆さまのますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4 委員紹介

部長：続きまして次第4 委員紹介をさせていただきます。まずは資料1の名簿をお手元に御用意いただければと思います。東大和市男女共同参画推進審議会につきましても、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の規定によりまして、学識経験者4人以内、事業者またはその委任を受けた方2人以内、公募市民8人以内と規定されているところでございます。このよう

な規定に基づいて、先ほど、和地市長から委嘱状を交付させていただきましたが、合計14人の方に第十次東大和市男女共同参画推進審議会の委員をお願いするものでございます。

また、委員の皆さまの氏名につきましては、市公式ホームページにて公表させていただきますので、御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、各委員の皆さまを御紹介させていただきます。紹介につきましては、名簿順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれました委員におかれましては、着座のままで結構ですので、一言いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

—委員紹介—

—担当職員紹介—

5 会長・副会長の選任

部長：それでは次第5 会長・副会長の選任にうつらせていただきます。会長・副会長の選出につきましては「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」の規定によりまして、委員の互選によることとなっております。

会長・副会長の役割でございますが、審議会の議事進行、また1月下旬に、皆さまに御審議いただいた答申を市長へお渡ししていただくこととなっております。

それではまず、会長・副会長の選出を行いたいと思います。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようなので、推薦により選出したいと思います。

—推薦により、会長・副会長決定—

(拍手)

—会長就任あいさつ—

—副会長就任あいさつ—

部長：ここからは進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

6 会議の傍聴について

会長：次第6 会議の傍聴について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、会議の傍聴について説明させていただきます。資料2をお手元に御用意をお願いします。「東大和市情報公開条例第30条」の規定によりまして、市の附属機関等の会議は公開することとなっております。また、公開の方法については、「東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則」の規定によって、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとされており、また、当規則第2項では、附属機関は、公正かつ円滑に会議を行うため、傍聴に関わる手続き及びその他必要な事項を定めると規定しておりますことから、今回の第十次の審議会の皆さまにこちらを定めていただく必要があると考えております。

資料2の2枚目をおめくり下さい。「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について(案)」を御覧ください。こちらは傍聴に関する手続きや定員、禁止事項等の必要事項を定めておりまして、本日の会議を広報する際は、傍聴人の定員については便宜上3人としておりましたが、これを超える傍聴を希望する方がいらっしゃっても、本日の会場の広さを考慮した上で、柔軟に対応できるものと考えております。なお、この「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について(案)」は、前期の第九次の審議会でも運用しておりまして、問題も特段なかったことから、事務局といたしましては、第十次の審議会につきましても、引き続き同じ内容で運用することで問

題ないと考えております。委員の皆さまに、この傍聴についてお諮りいただきまして、御了承いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

会長：事務局の説明に対し、何か質問はございますか。

委員：すみません。ちょっとわからなかったんですが、今日の3名というのが第9次からの決まりの人数ということでしょうか。

会長：事務局、お願いたします。

事務局：今日、広報する際に便宜上3名とさせていただきただけでありまして、広さ的には6人分ぐらいは受け付けられるのかなど。いらっしゃるかどは別ですが、皆さんで人数を定員の中で決めていただければと思います。

委員：会場のキャパシティの中で決めるということですね。

事務局：はい。そうです。

委員：わかりました。

会長：他にございますか。これまでの運用で特段問題なかったということでございますので、「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について（案）」について、第十次の審議会としての傍聴に関する規定として定めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは事務局の説明のとおり「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について」を傍聴に関する規定といたします。お手数でございますけれども、資料2の2枚目「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について」にある空欄の日付のところには本日の日付を御記入いただきまして、「(案)」の削除をお願いいたします。

先ほど、事務局から説明があったとおり、会議は公開となっております。また、傍聴を希望する者を認めることで公開となっておりますが、本日の会議を公開することで御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

本日は、本会議の傍聴の申し出はございませんでしたので、御報告いたします。それでは今後につきましても会議の傍聴については、同様の取扱いとさせていただきますのでよろしくお願いたします。

引き続き、次第に沿って議事を進行していきたいと思っております。

7 諮問「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度年次報告書について」

会長：次第7 諮問にうつります。事務局は準備をお願いいたします。

—市長から会長への諮問書の提出—

ここで、市長は公務の都合によりまして、御退席されます。和地市長、ありがとうございます。

—市長退席—

ただいまの諮問内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい、説明の前に、諮問書の写しを皆さんに配布させていただきます。

失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

今回、初めて審議会の委員になられた方も多くいらっしゃいますので、まずは審議会について簡単にお話しさせていただいた後に、諮問内容についてお話しさせていただきます。

お手元に諮問書の写しと参考資料「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関わる条例」を御用意いただければと思います。

まず、東大和市男女共同参画推進審議会は、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関わる条例」の第4章、最後のページですね、3枚目の第4章に謳われております。市長の諮問に応じて調査審議をするために審議会を置くことと条例で規定されております。条例の第8条に「推進計画」、また、第15条に「年次報告」と、それぞれの条文の中に市長が審議会に意見を聴かなければならないと規定されておまして、市長が審議会に対して意見を聴く事が先ほどの「諮問」ということになります。審議会はこの諮問を受けて内容を調査審議し、市長に対しまして、「答申」という形で審議会の意見を伝えることになります。今回の諮問の内容につきましては、条例第15条の「年次報告」の規定に基づく諮問になりますので、委員の皆さまには、令和4年度に市が取り組みました男女共同参画に関連する事業実績を基に評価できる点や改善すべき点など、令和5年度以降の取組みに繋がるような忌憚のない御意見をいただき、答申を作成していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上となります。

会長：ありがとうございました。ただいまの説明に対し何か御質問はございますでしょうか。

8 審議事項

(1) 令和5年度第十次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール(案)について

会長：それでは、続きまして次第8 審議事項にうつりたいと思います。審議事項(1) 審議会の開催スケジュール(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、審議会の開催スケジュールについて、御説明いたします。資料3「令和5年度第十次男女共同参画推進審議会 スケジュール(案)」を御覧ください。今後の予定ですが、資料の左側の欄の審議会の欄を御覧ください。本日、8月17日を第1回としまして、10月、11月12月、令和6年1月の計5回の開催を予定しております。また、右側につきましては市の取組みを記載しておりますので、併せて後ほど御確認をいただければと思います。事務局からは以上です。

会長：それでは、説明のあった審議会のスケジュール案の内容について、御意見・御質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。皆さまがよろしければ資料3のスケジュール案を基に審議会を進めていきたいと思っております。

副会長：私から確認してもいいですか。リモートの開催は無いんですか。

事務局：今のところ予定はしておりませんが、御希望があるということでしょうか。

副会長：そのほうが出やすいとか、そういう方がいらっしゃるかもしれないので。別にコロナを心配している訳じゃなくて、どうしても場所の制約があるとか、集まる事が出来なくてリモートでの参加できると出席率もよくなるのかなと思ってお伺いしていただけなんですけれど。

事務局：検討していきたいと思いますが、御希望はございますか。

会長：急なお話してございますので、また後日色々考えさせていただいて、リモートなら出席が可能だということがあれば、また事務局のほうで御検討していただくということでもよろしいでしょうか。

副会長：個人的には、私は対面で議論したほうがいいと思っています。ただ、どうしても出られないとか、この時間に来られないみたいな時は、リモートなら参加出来るんだけど、みたいなケースがあると思うので、お伺いしてるので。絶対やってください、とかそういうつもりではありません。

事務局：承知いたしました。

委員：昨年とか、そういう実状はあったのでしょうか。なるべく来るものだと思っていたんですが。

副会長：ちゃんと審議会は成立するので、そういう働き方もあるのかなと。そういう形です。申し訳ありません。

会長：よろしいでしょうか。皆さまがよろしければ今後検討するという事で、よろしく願いいたします。それでは資料3のスケジュール案を基に審議を進めていきたいと思っております。

(2) 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書の提出依頼について

会長：続きまして、(2) 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和4年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書の提出依頼について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい。先ほど、「次第7 諮問」の際にも申し上げましたが、今後、令和4年度に各担当部署で実施した事業の実績、評価に対して、審議会からの御意見を令和6年1月下旬に市長へ答申として御提出していただく予定となっております。次回、10月の第2回審議会では、答申にどのような意見を盛り込むかを審議していただく予定となっております。より内容の濃い、審議会としていきたいという目的で、答申にどのようなことを盛り込んでいきたいかを、事前に御意見いただきたいと考えております。皆さまからいただいた御意見をまとめたものを、第2回の審議会の資料として使用させていただきたいと思っております。事前に御回答いただかなかった御意見についても、当日の審議会の中で、もちろん御発言いただいて全く問題ありませんので、今の段階で何かお気づきのこととか、伝えていきたいなと思うことがあれば、キーワードで構いません。文章として、きちんとした答申という形でなくても構わないので、お書きいただければと思っております。

御意見をお考えいただくにあたって、いくつかの資料をお配りしております。「資料4-〇〇」と書かれているもの一式が、その資料となっております。それと、こちらのピンク色の冊子ですね、令和3年3月に策定しました「第三次東大和市男女共同参画推進計画」です。こちらの計画期間なんですけれども、令和3年度から令和12年度の10年間の計画期間としております。ですから、御答申いただく令和4年度は、計画で言うと2年目にあたる年となっております。

「計画」の48・49ページを御覧ください。そちらが施策の体系となっております。左から順に、三つの「目標」、三つずつの「課題」があって、施策の方向性、施策、主な事業というような構成になっています。主な事業や担当部署については、53ページ以降に詳しいことが載っております。実際に令和4年度にどのような事業を担当部署がやったのかという点なんですけれども、こちらにつきましては本日お配りしました、ちょっと分厚いA3サイズの横型の「資料4-4」、こちらは実際に担当部署が令和4年度にどんなことを計画して、そして実際にやってみてどのような評価をしたのか、ということが書いてあります。そちらについては、後ほど御確認いただければと思っております。

48・49ページにお戻りください。49ページの右端、「進捗管理」というところがあります。こちらを読み上げます。

(1) 男女共同参画推進計画の各施策に基づく具体的な事業の設定

(2) 担当部署における具体的な事業の実行

(3) 東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価・検証、東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申

(4) 年次報告書の作成、年次報告書の評価決定に基づく次年度の具体的な事業の検討

となっております。※印に記載されておりますように、今申し上げた(1)から(4)までを繰

り返ししながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行うこととなっております。

皆さまには、今申し上げた（３）の後半に記載されている、「東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申」という部分を担っていただくこととなります。

この進捗管理の方法をまとめたものが、資料４－３のA3タテ型の資料「第三次東大和市男女共同参画推進計画における評価方法について」というものになります。ここまで大丈夫でしょうか。

こちら（１）担当部署における自己評価、というところなんですけれども、こちらの下に書いてある、ちょっと小さくて見にくいんですけれども、表なんですけど、こちらが先ほどのA3ヨコ型の資料４－４の資料の抜粋になっております。こちらの抜粋で説明をさせていただきます。表の左から一つ目「施策」から四つ目「担当部署」、ちょっと太い字になっているんですけど、ここについてはもう計画上に記載されている内容になります。その右側、五つ目から七つ目までが「令和４年度 事業予定（事前調査）」と書いてあります。そして八つ目から右端までが事業実績ですね。年度末調査と書いてあるところが、それぞれ担当部署に調査した結果を記載されていることとなります。右端の「事業」ごとにあります「担当部署評価」の考え方なんですけれども、こちらは下の吹き出しにあるとおりです。考え方なんですけれども、この吹き出しにも書かれているとおり各施策に関連する事業の実施・未実施の確認や事務量の把握ではなくて、事業が男女共同参画の視点に立って実施されているかどうかを把握、評価することに重点を置きますということがポイントになってきます。

次に（２）東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価、こちらは課題ごとになります。こちらの連絡会議というものは、事業を実施する主な担当部署の課長及び女性の副参事職によって構成されている連絡会議になります。この連絡会議による課題ごとの評価となっております。評価基準は、先ほどの、担当部署による評価基準と同じ基準を用いております。今回どういった評価基準が評価されたかと言いますと、A4タテ型の資料４－５、こちらに連絡会議による評価がまとまっておりますので参考にさせていただければと思います。

次に（３）ですね、こちらは先ほど申し上げましたとおり皆さまに担っていただきます「東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申（目標ごと）」になります。今申し上げたとおり、担当部署によるものは「事業ごと」の評価、（２）の連絡会議によるものは「課題ごと」の評価、そして今回、皆さまにお願いする審議会によるのは「目標ごと」という形で、答申をいただくこととなります。

先ほどから答申と何度も申し上げているんですけれども、こちら、参考として紫の令和３年度の年次報告書があります。こちらの４８ページから５１ページに昨年度の答申がありますので、参考にさせていただければと思います。

こういった形で最終的には皆さまにまとめていただいて、市長へ答申を渡すという形になっていくということです。次回の審議会なんですけれども、この諮問に基づく答申の案について御審議いただくんですけれども、最初の会議ですので、答申としてこういったものを伝えていきたいなということを事前に教えていただいて、それを御審議いただきたいなと思っておりますので、今駆け足でお伝えしてしまったんですけれども、資料４－３ですとか資料４－４を御確認いただいて、評価できる点、事業実施における改善・工夫できる点、計画や事業に関わる御意見等を、資料４－２「意見書」がありますので、こちらに御記入の上、ちょっと忙しいんですけれども９月５日までに御回答いただければと思います。特に御意見が無い場合もその旨を御回答ください。９月７日ですね、申し訳ありません。間違えました。９月７日までに御回答をお願いします。回答方法なんですけれども、資料４－１にも書いてあるんですけれども、本日、一緒に配ら

せていただきました封筒で御返信いただいてもいいですし、メールで御送信いただいても構いません。こちら資料4-1に回答方法等詳しいことが書いてありますので、御確認いただければと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

会長：ありがとうございます。ただいまの説明について何か御質問はございますでしょうか。

委員：資料がかなり膨大な感じなので、差支えなければPDFとかでいただけると、キーワードをちょっと検索するとか出来るので、いただくと大変ありがたいんですが。

事務局：それは可能ですので、送らせていただくようにします。私どものほうでアドレスを把握している方に関してはそちらにお送りするということがよろしいですか。もし御入用の方はこちらにも書いてあるんですけども、※印で様式の送付を希望する方は、地域振興って形でアドレスを載せてますので空メールをいただければそちらのほうにお送りするようにしますので御連絡をお願いします。それと、今会長のほうからもあったんですけども、この説明ですぐにというのは難しいかと思うので、帰られてから御不明な点が生じましたら電話でもメールでも御遠慮なくお問い合わせをいただければお答えしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員：ざっと見た感じだと、担当部署評価というのが二重丸と丸が多いのかなと思ったんですけど、二重丸じゃないってことは何かこう課題があるってというような考えでいいですか。

事務局：はい、担当部署は自分たちでそう考えているということになります。

委員：二重丸でも課題がある場合もあるって考えでいいですか。

事務局：そうですね。一応、計画に基づくことは出来ていたとしても、やっぱりそれがゴールではないというふうにとどの担当部署も考えてはいると思うので、より出来ることはないかと、今の計画を満たしてはいるけれどもまだ出来ることがあると考えているものについては書いてくれている、という形にはなります。

委員：それじゃ、丸はちょっとやっぱり足りてないってということなんですか。

事務局：このA3のタテ型のものにも書いてあるんですけども、丸というのは、全体的に推進が図られているということで、基準は概ねいいだろう、だけれども、という意味合いで付けている形になります。ただ、あくまでも自己評価なので、もしかして厳しく付けている課もあるかもしれないですし、その逆の担当部署もあるかもしれません。

委員：評価だから部署によって差が。

事務局：はい、そうです。なので、そこを少し考えていなくてはいけないということで、さっき委員からもお話しをいただいたんですけども、連絡会議という会議を設けて、自治体が行っていることなので課長職、自分たちがやっていることではあるけれども、一歩引いたというか、別の目線で評価をしていこうということで、連絡会議による評価をしているという形になります。

委員：わかりました。

会長：他に御質問等はございますでしょうか。急にこの膨大な量の資料を読んで質問するのもなかなか難しいと思いますので、また御自宅にお戻りになってよく御覧になって、また質問等を事務局に聞いていただければと思います。

(3) 東大和市防災会議委員について

会長：続きまして、審議事項(3)東大和市防災会議委員について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：東大和市防災会議委員について御説明させていただきます。資料5-1の「東大和市防災会議の概要」をお手元に御用意いただきたいと思います。防災会議とは「1. 会議の内容」に書いて

ありますとおり、総合防災訓練の内容や地域防災計画の修正等を検討する会議で、年1・2回、平日の昼間に開催されております。この東大和市防災会議に対しまして、第九次男女共同参画推進審議会から委員1名を推薦し、会議に参加していただいておりますが、この7月末で第九次の委員の任期が満了しましたので、東大和市防災会議委員の任期である令和6年3月31日までの残任期間、第十次の委員の中からお引き受けいただける委員の方を、東大和市防災会議委員に推薦したいと考えております。令和6年3月31日の任期満了時には、改めてどなたを選出するかをまた考えていきたいと思っております。簡単ですが、以上になります。よろしくお願いいたします。

会長：それでは、東大和市防災会議委員の選任を行います。立候補される方はいらっしゃいますか。どなたもいらっしゃらないようですので、事務局からの提案という形でよろしいでしょうか。
(異議なし)

—東大和市防災会議委員の選任—
(拍手)

会長：それでは、御異議がないようですので、委員に東大和市防災会議委員をお願いしたいと思います。

9 その他

(1) 次回審議会（第2回）の開催について

令和5年10月19日（木） 午後7時～ 会議棟 第1会議室

事務局：それでは、次回審議会の開催について御説明いたします。先ほど審議決定いただきましたスケジュールどおり、次回、第2回の審議会につきましては、10月19日（木）の開催となっております。場所につきましては、今回と同じくこちらの第1会議室です。後日、開催通知でお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

また、参考資料として配布させていただきました「女性のための各種相談」のチラシですね、カラーのチラシと、あと小さいカードなんですけど、各種のチラシにつきましては、令和3年度からは男女共同参画事業として実施しております、女性の弁護士による法律相談に加えまして、今年度7月より、心理カウンセラーによる相談窓口を設置いたしましたので、委員の皆さまにも参考までに配布させていただきました。よろしくお願いいたします。以上となります。

会長：ありがとうございました。

本日予定されていた議事はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして会議を閉会とさせていただきます。長時間に渡りありがとうございました。